

タイトル	カナダ多文化主義の発展と今後の課題(<特集>共同研究報告：欧米諸国における多文化の問題と日本の課題)
著者	宝利，尚一
引用	北海学園大学人文論集，18：41-81
発行日	2001-03-31

カナダ多文化主義の発展と今後の課題

宝 利 尚 一

1. はじめに

2000年9月28日、カナダのピエール・エリオット・トルドー元首相が死去した。80歳だった。自由党党首だったトルドー氏は1968年にカナダ連邦政府首相に就任し、1984年に辞任するまで、二度にわたって計16年間首相を務めた。彼は、伝統的に米国の影に隠れて目立たないカナダを「華麗で異彩を放つ国」に変えた政治家とされる。^(註1)

トルドー氏はカナダの南の超大国、米国からの圧力をかわし、同時に「大英帝国の忠誠な長女」といわれてきたカナダを、憲法上のつながりの深い英国と距離を保ち、自らの経済的、文化的な自立を目指した。

トルドー氏は首相時代の1971年10月8日、カナダ下院で演説し、「多文化主義」を連邦政府の公式の政策にすると発表した。同氏は「すべてのカナダ人は、自らの文化的背景がいかなるものであれ、カナダでは平等な機会を持つ」ことを保障した。^(註2)トルドー氏は「カナダには公式の言語は二つあるが、公式の文化は存在しない」と言明した。カナダ社会に広がるエスニック集団の文化的平等こそ、カナダ国家の統一にプラスになると考えたからだ。

西欧的な国民国家の多くが多言語、多民族、多文化問題を抱えながらも、主として一つの言語、一つの民族、一つの文化によって構成されている中で、カナダが世界に先駆けて多文化主義を宣言した意義は大きい。その後、移民大国である米国や、「白豪主義」からアジアに顔を向けはじめたオーストラリアなどに、間接的に影響を与えている。

カナダでは、トルドー氏の多文化議宣言以前の1969年に初の公用語法が

成立し、英語とフランス語が対等の地位を持つことが確認された。^(註3) だが、公用語法の制定は、フランス語人口の少ないカナダ西部諸州に住む他のエスニック集団^(註4)の反発を招いた。トルドー氏の多文化主義宣言は、英語とフランス語を母語としないエスニック集団の支持と理解を得るための、政治的意味合いもあった。

カナダ多文化主義の背景には、エスニック集団の存在、英語、フランス語を母語としない非白人の移民増大などがあつたと、指摘されている。

また、フランス系カナダ人の約80%が集中する「独特の社会」、ケベック州の存在も無視できない。カナダの歴史はイギリス系カナダ人とフランス系カナダ人の葛藤と共生の長い歴史だっただけに、ケベック州の分離、独立問題は今もカナダの統一を脅かしている。

強力な連邦主義者だったトルドー氏は、憲法に規定されていた「英国による支配」に終止符を打ち、米国の権利の章典と同じような権利と自由のカナダ章典を導入した。トルドー氏の多文化主義宣言は、非白人のアジア、アフリカ、ラテン・アメリカからの移民を受け入れるうえで、大きな役割を果たした。つまりトルドー氏はカナダに文化的多様性をもたらしながら、国家としての統一を維持することに腐心したといえる。

2000年10月3日、モントリオールで行われた故トルドー氏の国葬で、連邦総選挙を目前に相手候補を激しく非難していた政治家たちも、この日は政治的な思惑や地域的な対立を乗り越えて、カナダ国家の統一に尽力したトルドー氏の死去を悼んだ。

本稿では、カナダの二言語・多文化主義がカナダの多様性と統一を維持する決め手となりうるのか、を検証する。同時に、多様なエスニック集団の共生を模索するカナダが、新たなアイデンティティーを見出せるか、についても考察する。カナダの多文化主義の背景、ケベック問題、移民、難民の流入増大と人種差別主義の台頭、二言語政策、多文化主義政策の変化、などについて考えたい。

カナダの連邦主義、二言語主義、多文化主義などは、日本人にとってなじみが薄いかもしれない。だが、今日では「民族的同質性がますます珍し

くなる一方、多文化主義が、民族の粛清、大量追放、そしてボスニア紛争にみられたような集団虐殺に代わる唯一の選択肢として、徐々にではあるが、注目されつつある」。(註5)

カナダ多文化主義の実験は、高齢化と少子化が避けられない日本にとって、決して無縁のものではない。日本においても将来、移民の流入、外国人労働者の増大などによって、多様な社会が出現する可能性がある。日本はこれまで、異なった文化や社会的背景をもつ移民や難民問題に的確に対応してきたとはいえない。外国人問題についても、国としての基本的な考え方が国民の前に示されたとはいえない。カナダの多文化主義政策の流れを知ることは、日本における移民問題、外国人問題への理解、さらには異文化理解を深めることにつながると考える。

2. カナダ多文化主義の背景

カナダは1971年以降、公式に多文化主義の国となった。その結果、連邦政府も、連邦議会も、カナダ国民を特徴づけてきたエスノ文化の多様性を認め、積極的に推進する方向を強めた。

カナダ多文化主義の特徴は、歴史的に3つの発展段階を経てきたとされる。それは1)1971年以前の萌芽期、2)1971-1981年の形成期、3)1982年から現在にいたる制度化の時期、に分けられる。(註6) 形成期を1971年から1985年とし、制度化の時期ないし発展期を1985年以降とする見方もある。(註7)

1) 萌芽期

第二次世界大戦後、カナダには主として欧州から大量の移民、難民が到来した。19世紀末から第一次世界大戦にかけて急増した移民流入に次ぐもので、第二次移民ブームと言われた。

戦前のカナダでは、文化的、言語的な意味での国家建設は英国型社会を模索することだった。そして、すべてのカナダ人は政治的にも、経済的に

も、社会的にも英国の臣民とされた。当時、歴代の多くの連邦政府は「文化の異種混交性」という価値観を無視し、人種、エスニックによる違いがカナダの国益にとって有害だと考えていた。^(註8)

カナダでは、19世紀末から20世紀初めにかけてウクライナ、ポーランド、ハンガリー、ルーマニア、ロシアなど東欧、中欧からの移民が増大した。彼らのほとんどは非英仏系、非英語系の農業移民で、当時は「新移民」と呼ばれ、主として西部カナダへ入植した。

だが、非英仏系移民の増大が直ちに多文化社会の形成へとつながったわけではない。「支配的だったイギリス系カナダ人の中では、アングロ・コンフォーミズム（イギリス優越主義）にもとづく同化が自明のイデオロギーであり続けたからだ」。^(註9)「新移民」は、イギリス系社会への同化を迫られ、そうしなければ露骨な差別と偏見にさらされた。

第二次大戦後に欧州から大量の移民が流入したことは、カナダ社会が変わりつつあることを意味した。連邦政府は英仏系以外のエスニック集団の役割と地位を再考せざるをえなかった。カナダは1947年に市民権法を施行し、移民もカナダ生まれのカナダ人も、同等の地位と権利を共有するという認識をもたらした。これは、「生粋のカナダ人」と新来者の間にいかなる区別もつけない、世界で最初の市民権法といわれた。

さらにカナダは1948年に世界人権宣言に署名し、1950年に政府内に市民・移民局を設置した。1953年には連邦政府と一部州政府の間で「紳士協定」が結ばれ、州政府によるエスニック集団のための語学教室開設（後の遺産言語教育）に、連邦政府が支出の50%を助成することになった。

確かに、1950年代に人口面でカナダの多様性は広がったが、実質的にはいぜん「イギリス系カナダ人の国」だった。しかし、1957年の総選挙で政権を握った進歩保守党のジョン・ディーフェンベーカー首相は「一つのカナダ」というビジョンを具体化しようとした。彼自身、ドイツ系とスコットランド系の祖先をもっていたことにもよる。ディーフェンベーカー氏の努力下、1960年にカナダ権利の章典が制定された。章典は人種、民族的出自、肌の色、宗教、性などを理由にした差別を禁止した。ただし、章典は

州政府の同意が得られず、連邦政府の権限内でのみ適用されたが、カナダの多様性に答えをもたらそうとしたディーフェンベーカー氏の大きな功績の一つとなった。^(註10)

1960年代になると、ケベック州で「静かな革命」が高揚し、同時にケベック・ナショナリズムが強まった。ケベック州のフランス系住民は、連邦政府やカナダ社会から排除されているという意識を強めた。その結果、ケベック州政府はフランス語を唯一の公用語とし、「フランス系が支配する近代的ケベックの建設」を主張した。彼らはフランス系社会のアイデンティティを重視し、ケベック州の分離、独立運動を強めた。

これに対し、連邦政府のレスター・ピアソン首相（自由党）は1962年、「二言語・二文化に関する調査委員会」の設置を示唆し、1963年7月に連邦議会に「二言語・二文化勅命委員会」を設置した。ピアソン氏は、二言語・二文化主義によってフランス系カナダ人に譲歩することで、ケベック州の分離、独立に歯止めをかけられると計算した。

しかし、ピアソン氏の思惑は裏目に出た。1960年にカナダ権利章典が成立し、人種、民族的出自、肌の色、宗教、性を理由にした差別が禁止された。そして、1960年代を通して発生したさまざまな事件を経て、連邦政府の「同化政策」が最終的に消滅し、多文化主義を模索する動きが強まった。1960年代後半には、人種差別的な移民の選別が撤廃され、開発途上国からの政治難民も受け入れるようになった。1967年には、20世紀初め以来、カナダ移民法に明記されていた人種差別条項が撤廃された。

カナダ西部に入植したウクライナ系、ドイツ系など、英仏系以外の住民は、勅命委員会が「英仏二言語・英仏二文化の枠組みに優先的な地位を与える」ことに強く反発した。ウクライナ系やドイツ系住民はフランス系住民がほとんどいない西部で、なぜフランス系住民を優遇するのかと非難した。1969年に英語とフランス語を公用語と定めた公用語法が成立すると、他のエスニック集団の不満はより強まった。

委員会は1969年末に報告書の第4巻を公表し、「二言語の枠内での多文化主義」を採用するよう勧告した。委員会報告は「二文化主義」を改め、「他

のエスニック集団の文化的貢献」を認めるものとなった。こうした萌芽期の流れを踏まえて、1971年にトルドー首相の多文化主義宣言が行われた。

2) 形成期

委員会報告の第4巻は、英仏系以外の他のエスニック集団がカナダ文化の向上に寄与するとし、カナダ社会へ平等に参加することで、「同化」ではなく、「統合」するよう勧告した。1971年10月に発表され、その後数年かけて練り上げられた政策目標は①文化集団が自らのアイデンティティを保持し、育成することを支援する②文化集団が障壁を乗り越え、カナダ社会に全面的に参加することを支援する③すべての文化集団が相互に創造的な交流を促進する④公用語のうち少なくとも一ヶ国語を習得するよう援助する一となっている。この勧告は「革新的な民族文化政策の導入を早めるのに役立つことが明らかになった」^(註11)

1971年10月のトルドー首相の「多文化主義」宣言は、英仏系以外のエスニック集団のアイデンティティを保持し、育成することを認めながらも、カナダの「建国の民族」である英仏系を中心とする既成勢力の立場を逆転させることを支持したわけではない。逆に、カナダの主流を形成する既成社会へ、平等かつ全面的に参加するよう求めているのである。

国家レベルでの多文化主義宣言は世界で初めてのことだったが、当時カナダ国内のマス・メディアの報道や一般市民の反応はきわめて低調だったという。

いずれにせよ、連邦政府は「二言語の枠内での多文化主義」を押し進め、1971年から1980年までの10年間に約2億ドルを支出した。1972年には国務省(内務省にあたる)内に多文化主義担当大臣^(註12)が任命され、人権、人種差別、市民、移民、文化的多様性などの分野でエスニック集団を支援する活動を始めた。1973年には多文化省が創設され、政府各省間の政策の実施状況を監視した。大臣の諮問機関としてカナダ多文化主義諮問評議会(後にカナダ・エスノ文化評議会と改称)が設置された。評議会は、政府の政策決定プロセスにエスニック集団の考え方を反映させようとする機関で、

同評議会を通して、政府とエスニック集団のリンケージが確立された。

1974年には、サスカチュワン州議会が多文化主義に関する法案を採択した。多文化主義が州レベルで具体化したのは初めてだった。同州は政策実施のための機関として、多文化協議会、多文化評議会などを設立した。

カナダは一般的に地域主義、あるいは地域的分権主義の強い国だが、カナダ全10州のうち1州(ケベック州)を除いてすべて公式の政策として多文化主義を支持している。特に、移民流入の激しいオンタリオ州や、アジア系移民の急増する西部のアルバータ、マニトバ、ブリティッシュ・コロンビア州などは、積極的に多文化主義政策を実施している。1999年2月現在、州レベルで多文化主義法を制定しているのは、サスカチュワン、アルバータ、マニトバ、オンタリオ、ノバスコシアの5州である。

ケベック州は、多文化主義を容認しながらも、フランス語とフランス文化を重視し「インターカルチュラリズム(文化間主義)」として法制化し、関連の政策を実施している。

1970年代末になると、多文化主義の重点政策に変化の兆しが生まれた。多文化主義は当初、ヨーロッパ系移民が必要とする言語と文化の保護と共有が中心だった。だが、非白人の移民の流入が急増したことで、多文化主義政策は単に言語と文化の問題ではなくなった。非白人移民の関心は、雇用、住宅、教育問題、さらには人種差別問題にまで広がった。

3) 制度化の時期

1980年代のカナダは、多文化主義政策をより制度化した、とされる。そして、多文化主義政策が変化した時期は、カナダ国内で人種問題がより困難だった時期と一致する。トロント、モントリオール、バンクーバーなどの大都市に移民が短期間に急増し、人口の構成比が大きく変化した。大都市の一部には、人種差別的な考えをもつ個人や集団が見られるようになる。多文化主義政策の中で、人種差別反対のプログラムを実施し、カナダ社会の多数派とエスニック集団との社会的、文化的障壁を取り除く必要性が増大しはじめた。

カナダは1982年、新憲法を制定した。新憲法は、旧憲法とされていた英領北アメリカ法が英国からカナダの法律に移管され、英議会の保持していたカナダ憲法の修正権が消滅した。1982年憲法は英・カナダ間に最後まで残されていた憲法上のつながりに終止符を打ったわけだ。その意味で、「自主憲法の制定」^(註13)と言われた。

1982年憲法はまた、権利と自由のカナダ憲章を導入し、憲法上の平等の権利に言及し、同時に多文化主義の遺産を認めた。トルドー首相は、連邦政府が新憲法の制定によって、ケベック・ナショナリズムや西部諸州で強まる地域的分権主義の台頭を抑制し、統一された連邦国家に求心力が集まるものと期待していた。

だが、新憲法は国民的な結束も、地域的分権主義の抑制ももたらさなかった。カナダからの分離、独立を標榜するケベック州が新憲法の受け入れを拒否したからだ。その後、1987年のミーチ・レイク憲法改正案、1992年のシャーロットタウン憲法改正案も失敗に終わり、カナダ憲法をめぐる政治的混乱はより深まっている。^(註14)

一方、多文化主義政策について、連邦下院は1983年、カナダ社会のビジブル・マイノリティに関する常任委員会^(註15)を設置し、翌1984年に「平等を今！」という報告書を刊行した。1985年に下院に多文化主義に関する常任委員会を設置し、多文化主義推進のための立法化と担当省庁の新設を提案した。そして、1988年7月21日、カナダ連邦議会は、世界で初めて「カナダ多文化主義法」^(註16)を採択した。1989年秋には、多文化主義・市民権省の新設が決まった。

多文化主義法は、1971年の多文化主義宣言以来、連邦政府が打ち出した各種の政策、諸機関、財政的裏付けなどを法律として明確に規定したものだ。同法は多文化主義がカナダ社会の基本的な特徴であり、連邦政府の政策決定に不可欠の役割を果たす、としている。そして、エスニック集団のもつ「文化の独自性」を維持すると同時に、政治的、社会的、経済的な領域ですべてのカナダ人にとって「平等なアクセス」と「完全かつ公正な参加」を保障している。そのためには、人種差別主義を根絶し、差別的な障

壁を取り除くよう強調する。

ここで注目したいのは、多文化主義法が「カナダ社会のすべての局面ですべての起源の個人および共同社会の完全かつ公正な参加を促進する」と規定している点である。^(註17)つまり、カナダ社会への完全かつ公正な参加が、単にエスニック集団の個人に保障されるのではなく、主流の英仏系はもとより、「すべてのカナダ人」に保障されていることだ。

同法に基づいて、1991年4月、多文化主義・市民権省が新設され、①人種関係と異文化理解の促進②文化と言語のアイデンティティーの維持③個人、共同体への参加と支援——に取り組んだ。

1970年代の多文化主義政策は、エスニック文化やメディアの振興、エスニック・フェスティバルの開催など文化的施策に重点が置かれたが、新設の多文化・市民権省は、差別の障壁の除去、連邦、州、地方自治体などの機構改革、すべてのカナダ人の機会均等などを通して、異文化理解と社会的、経済的融合を図ると強調している。カナダが世界に先駆けて多文化主義を志向したことは、連邦国家の形態が大きく変化していることを示している。

3. 「独特な社会」ケベックの反発と苦悩

1982年憲法について、当時のケベック州政府は、新憲法で義務化される少数言語教育とケベック州のフランス語公用語政策とは相容れないと批判し、特に憲法改正の拒否権をケベック州に保障していないことに強く反発した。だが、連邦最高裁判所は、ケベック州に新憲法への拒否権は認められないとの判断を示し、批准を拒否しているケベック州にも新憲法が適用されるとした。

1976年に分離、独立を主張するケベック党がケベック州で初めて政権を握った。76年以来首相を務めていたルネ・レベック氏は、連邦政府と激しく対立していた。これに対し、同じケベック州出身ながら、強烈な連邦主義者であるトルドー首相は、あくまでもカナダ連邦国家からのケベックの

離脱を認めなかった。1982年憲法が失敗に終わった背景には、互いにカリスマ性を持つトルドー氏とレベック氏が妥協を排し、政治的確執を強めたためだとさえ言われた。

ケベック州の一部フランス系住民は今も、連邦国家からのケベックの独立を主張しているが、その影響力は少ないとされる。レベック氏はケベック党の創設当時から、ケベックの「独立」ではなく、カナダ連邦内で「主権」を保持し、同時に連邦、他の州との経済連合を推し進めるという「主権・連合」構想を明らかにしていた。ケベック州では、1980年5月「主権・連合」構想に関する州民投票が実施されたが、反対59.6%、賛成40.4%で否決されてしまった。

州民投票で反対票が賛成票を大幅に上回った背景には、連邦政府のトルドー首相が、ケベック州に憲法改正への拒否権付与など他州にない権限を与えると示唆して、州民に否決を強く訴えたことによる。だが、その後具体化した1982憲法案は英語州の反発で、ケベック州への拒否権付与問題などで紛糾し、憲法案の合意が困難になってしまった。

トルドー氏は1984年の総選挙に敗れ、レベック氏も1985年の州選挙で敗退し、政治の舞台を去った。しかし、1982年憲法をめぐる合意が生まれる可能性はなかった。1985年5月、ケベック州のロベール・ブラサ首相(自由党)は、1982年憲法を受け入れる条件として、①ケベックが「独特の社会」であることを憲法に明記する②移民に関する権限を州と連邦政府と同等にする③カナダ最高裁判所判事の任命に州の意向を反映させる④憲法改正ではケベックの拒否権を認める—という5条件を提案した。

マルルーニー連邦首相とカナダ10州の首相は、1987年ミーチ・レイク憲法改正案に合意したが、批准期限の1990年6月までにニューファウンドランドとマニトバの両州議会が批准しなかったため、失効した。さらに1992年のシャーロットタウン憲法改正案は、各州議会の批准手続きではなく、直接国民の意思を確認するため国民投票にかけられた。結果は、東部3州で賛成票が過半数を上回ったものの、フランス語州のケベック州と英語州の6州で反対票が上回り、再び憲法改正案は葬られてしまった。

ケベック州では、1980年に続いて、1995年に「主権・連合」の是非を問う州民投票が行われた。投票結果は、反対が50.58%、賛成が49.42%で、否決された。1980年の投票より賛成票は大幅に増えたが、州民は「独立」支持派と「連邦残留」支持派に二分され、意見統一はより難しくなった。

このため、ジャック・パリゾー首相が辞任し、ケベック党首だったが、連邦政府の閣僚や駐仏大使を務めたことのあるルシアン・ブシャール氏が1996年1月に州首相に就任した。ブシャール氏の率いるケベック党は1998年の州選挙で過半数を確保したものの、得票率で自由党に及ばなかった。ケベックが連邦国家カナダから離脱するか、どうかの答えはいぜん見つかっていないでいる。

ケベック州のフランス系住民は自らを「ケベコワ（ケベック人）」と呼んでいる。ケベコワは、イギリス人支配の長い歴史の中で、フランス語とフランス文化を保持することで、自らのアイデンティティーを維持し、「独特の社会」を守ってきた。

17世紀初め、仏植民地、ヌーベル・フランスが建設され、18世紀にはフランス系カナダ人の間に「独特のフランス社会」が生まれていた。^(註18)だが、フランスは英国との激しい植民地争奪戦に敗れ、1763年ヌーベル・フランスは英国によって征服された。それでもフランス系住民は現地に留まり、自らの言語と文化と宗教、つまりフランス語とフランス文化とカトリック教を守り続けた。イギリス系住民が圧倒的に優位な立場にあるカナダ連邦で、フランス系住民は自らのアイデンティティーを守るため、イギリススタイルへの「同化」を拒否し、かたくななほど自らの言語と文化の維持に心を砕いた。

だが、その「かたくなさ」のためか、ケベック州の近代化は大幅に遅れることになった。1960年の州選挙で勝利した自由党のジャン・ルサージュ首相は一連の社会、教育改革を断行した。いわゆる「静かな革命」の始まりだった。「静かな革命」はケベックに変革をもたらし、同時にケベコワの政治意識をも高めた。ケベック・ナショナリズムの高揚だった。

ケベコワはケベック州の言語的、文化的、政治的自立を目ざし、連邦政

府と英語州に異議申し立てを行い、究極的な「独立」をめざすようになった。1967年7月、カナダを公式訪問したドゴール仏大統領がモントリオール市庁舎のバルコニーから「自由ケベック万歳」と叫んだ時、ケベック・ナショナリズムはフランス系住民の間により深く浸透した。

しかし、ケベック州が連邦、他州との経済連合を模索しながら、政治的には連邦内の「主権国家」になるという考え方は、連邦政府と他州に受け入れられる可能性は少ない。

連邦議会は2000年6月、ケベック州の一方的な分離、独立を実質的に制限する「クラリティ（明確）法」を可決した。同法は、ケベック州が将来の州民投票で、独立支持が確実に過半数を超えると連邦下院が判断した場合、連邦政府がケベック州政府と独立条件について交渉する、というもので、将来の州民投票の実施を連邦法で押さえ込もうとする意図がある。

ケベック州政府は、分離、独立を自らが決定する権利を連邦政府が侵害したと非難したが、連邦政府のジャン・クレティエン首相は「将来、ケベック州が住民投票を行う可能性は少なくなった」と自賛した。ステファン・ディオ政府関係相兼枢密院議長も、「クラリティ法」の可決によって、カナダが分裂することも、混乱に陥ることもなくなると語り、同法が連邦政府に民主主義を守る重要な手段を与えたと強調した。^(注19)

2001年1月11日、ケベック州のブシャール首相が突然辞意を表明した。同州で最も人気の高い政治家の一人で、「主権・連合」をめざしたブシャール氏は、州民の多くが分離のための州民投票を望んでいないことにジレンマを強めていたといわれる。また、ケベック党首でもあったブシャール氏は、党内の分離、独立を主張する強硬派から圧力をかけられていたともいわれる。^(注20)

さらにブシャール氏の夫人はアメリカ人で、将来一家でカリフォルニア州に移り住むといわれている。そして夫妻は2人の子供に、ケベック州の唯一の公用語であるフランス語以外に、カナダ連邦政府の公用語の一つ、英語を修得させたいとしている。

今後ケベック党は後継者をめぐって、混迷し、分離・独立運動が低迷す

る可能性もある。他方、強硬派が主導権を握った場合、連邦政府により激しく「抵抗」することも予想される。

2001年1月のケベック州の世論調査によると、ケベック州の多くの青年は、旧世代に比べて分離主義運動に関心を示していないという。そして彼らは「分離（独立）したケベック」が圧倒的に優位な英語人口の世界の中で、自らの文化の生き残りを保障されるとは見ていないという。^(註21)

ブシャール氏の政界引退で、ケベック州は最もカリスマ的な分離・独立運動指導者を失うことになるわけだが、30年以上カナダ政府を苦しめてきたケベック問題に終止符が打たれたわけではない。

4. 多文化主義のジレンマ

ケベック州の分離・独立運動はいま、重大な転機に立たされているが、ケベコワ（ケベック人）が連邦政府の多文化主義政策に強く反対していることに変わりはない。

ケベック人は、自らのケベック・ナショナリズムが多文化主義の枠の中に取り込まれてしまうことを極度に警戒している。彼らは、ケベック州が英語を話すカナダの優位性（支配）の下に置かれ、ケベック人の主張する「独特の社会」という地位を放棄するよう迫られ、「その他のエスニック集団の一つ」へと格下げされることを懸念している。このため、連邦政府による多文化主義政策の「押し付け」は、ケベック州の「内政問題」に連邦政府が新たに干渉、介入してくることだとして、反発する。

彼らはいまも、カナダの「建国の二民族」としての「特権」を認められるべきだと主張している。多くのケベック人にとって、フランス語を話すカナダ人の権利を、多文化的な意味での「平等」の名の下に「その他のエスニック集団」の権利と同じレベルにまで下げるという考え方は、カナダ国家を建設したイギリス系とフランス系の二民族間の「特別の契約」と矛盾すると映るからだ。^(註22)

ケベック州ではフランス系カナダ人が多数派を占めているが、少数派と

して、イギリス系や非白人、先住民のカナダ人も居住している。従って、ケベック州も多文化的な州ではある。「形成期」で触れたように、ケベック州では、多文化主義とは言わず、「インターカルチュラリズム(文化間主義)」が強調されている。

「インターカルチュラリズム」は、エスニック集団の間の「平等」について明確に言及しないが、多様な文化集団(文化的共同体)の間のコミュニケーションと相互作用を受け入れるというもの。そこでは、文化の多様性は容認されるが、あくまでもケベック州でのフランス語とフランス文化の明白な優位性を確立したうえのことである。

1990年にケベック州は移民・統合に関する白書を発表し、①文化共同体の独自性の維持を保障する②文化共同体はケベックの遺産と文化的発展に寄与する③ケベックは民主主義の枠内で各種の文化の多様性を尊重する多元社会である—という3原則を明らかにした。^(註23)

連邦政府の多文化主義政策は、ケベック州ほど強い拒否反応を示していないものの、一部のカナダ人の中にある種の不安感があることも事実だ。つまり、多文化主義政策によって、余りに多くの「多様性」が広がり、その結果、「統一」が犠牲にされているのではないか、という不安だ。

多文化主義の批判派は、「カナダ人であること」あるいは「カナダの文化」という意識がなおざりにされ、「カナダ人であること」とは違うエスニック集団の一人であることが強調され、「カナダの文化」とは違う諸文化を受け入れることで、「カナダの文化」が見捨てられることを、懸念している。また、多文化主義が少数派のエスニック集団を重視するあまり、社会が細分化し、分裂を助長しないかという不安の声もある。

カリブ海の西インド諸島にあるトリニダードトバゴ出身の批評家、作家のニール・ビソーンダト氏は1970年代にカナダに移住した。自らを「ケベックに住むトリニダード系カナダ人」と呼ぶビソーンダト氏は、連邦政府の多文化主義を非難している。同氏は、多文化主義に従えば、カナダにやって来る移民が父祖の地を強調するあまり、カナダ市民としての忠誠心を失わせることになると批判する。ビソーンダト氏によると、政府の多文化主

義政策は、多様なエスニック集団やエスニック文化の間の「差異」を、連邦政府が助長することになり、主流の文化である「カナダの文化」から各エスニック集団を分離する心理を強めさせることになるという。

同氏は、多文化主義が異なったエスニック文化をもつカナダ人の間に「楔（くさび）」を打つことになり、結果的に各エスニック集団を孤立させることになることを主張する。カナダに移住してくる新来者は、多文化主義政策によって「カナダ化」されることなく、自らの伝統的な父祖の地の言語、文化、宗教などに固執し、カナダ国家やカナダ文化より、父祖の地の価値観がより重要なのだと信じることになるという。^(註24)

「カナダの文化」とは何か、という問いかけに答えることは難しい。1920年代に、カナダ社会は「メルティング・ポット（人種・文化の坩堝＝るつぼ）」で、そこから新しいカナダ人とカナダの文化が生まれるとされた。だが、第二次世界大戦後は、多様なエスニック集団とエスニック文化の流入で、文化の多様性が容認される見方が広がった。「メルティング・ポット」国家から「モザイク」国家の建設をめざすという見方だ。

ビソングト氏は「われわれは多様性の限界をもたらすことに失敗し、思慮もなく分離の精神を受け入れたため、価値観の混乱の中でわれわれ自身を見失った」と主張する。^(註25)

一方、カナダ人作家のリチャード・グイン氏も、多文化主義政策の否定的な影響を批判している。グイン氏によると、カナダの政治エリートは、多文化主義への反発が「(カナダ人は)自分たちの土地で新来者になった」としてひどく不安になったためというより、むしろ1990年代の初めの一時的な「雇用不安」によって引き起こされたと説明して、過ちを犯したという。^(註26)

グイン氏は多文化主義が形成され、発展しつつあった1970年代と1980年代を通して、大多数のカナダ人にとって、多文化主義は寛容さと同義語になったという。多文化主義は多様なエスニック集団やエスニック文化に対する米国とカナダの違いを明確に特徴づけるものとされたからだ。^(註27)

多文化主義はカナダのすべてのエスニック集団を満足させることはできない。多文化主義への不満は先住民の間にも現れている。

1982 憲法の規定によると、カナダの先住民は北部に多いイヌイット、数百の部族に分かれている北米インディアン、それに白人と先住民が混血したメティスに分けられる。メティスはフランス語の混血を意味する言葉で、元来のメティスは仏植民地時代に現在のケベック、ニューブランズウィック州などに居住していた先住民と白人との間に生まれたとされている。主にフランス人男性と先住民女性との間に生まれ、フランス語を話すカトリック教徒を指す。^(註28)

1869年と1885年の反乱を指導したルイ・リエルは、インディアンとフランス系の血を引いていたため、ケベック州では「英雄」として尊敬されている。また歴史学者の間でも1960年代以降、中央政府に抵抗した多文化主義の象徴として再評価されてきた。

1996年の国勢調査によると、カナダの先住民は約57万人、全人口の2%で、わずかながら増加した。(1991年の国勢調査では、約47万人、全人口の1.7%だった)先住民の復権は徐々に進んでいるが、彼らはカナダの「ファースト・ネーションズ・ピープル(最初の民族)」としての権利が認められていないとして、いぜん不満をもっている。カナダが名実共に多民族、多文化国家になるには、先住民の権利についても、今後正当な評価をしなければならないだろう。

5. 多文化主義と人口動態の変化

人口統計学的に見たカナダ社会は①先住民②最初の入植者集団で、カナダ建国に加わったイギリス系とフランス系住民③非イギリス系、非フランス系エスニック集団に分けられる。

1867年にイギリス領北アメリカ法が成立、発効し、ケベック、オンタリオ、沿岸3州(ニューブランズウィック、ノバスコシア、プリンスエドワード州)の計5州でカナダ連邦が結成された。当時のイギリス系、フランス系カナダ人の比率は、イギリス系が60%、フランス系が30%だった。

非英仏系のエスニック集団は当時8%で、1880年代初めには全人口の

10%を占めたといわれる。1901年当時、英仏系以外のエスニック集団としては、ドイツ系の31万人が最も多く、次いでオランダ、スカンジナビア系が3万人台だった。アジア系のエスニック集団は全体で2万人台だったという。^(註29)

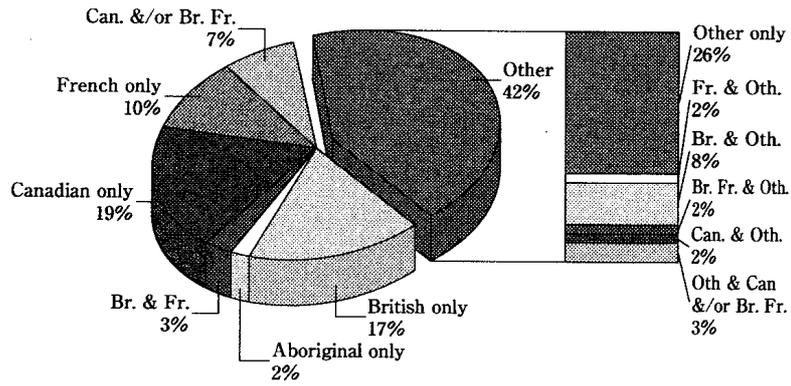
カナダの全人口に占める英仏系人口の比率は1980年代以降、急速に減少した。カナダの国勢調査などによると、イギリス系カナダ人人口は1981年に40%、1991年に28.6%、そして1996年には17%にまで減少した。フランス系の人口も1981年に27%、1991年に22.9%、そして1996年には10%へと急減した。

これに対し、非英仏系のエスニック集団は、1971年に全人口の26.2%だった。それが、1986年には34.47%を占め、1991年に41.7%、1996年には44%(先住民2%を含む)へと増加した。(図1)1996年の国勢調査では、英仏系以外のエスニック集団ではドイツ系カナダ人が最も多く、次いでイタリア系、先住民、ウクライナ系、中国系、オランダ系と続いている。(図2)

非英仏系のエスニック集団のうち、非ヨーロッパ系で、非白人のエスニック集団が増大したことが、カナダ社会に大きな変化をもたらした。1960年代後半に人種差別的な移民法が撤廃されたことから、1970年代以降にアジア、アフリカ、ラテンアメリカなど有色移民が急増した。1971年には移民の過半数を、初めて非ヨーロッパ系、非白人系のエスニック集団が占めた。

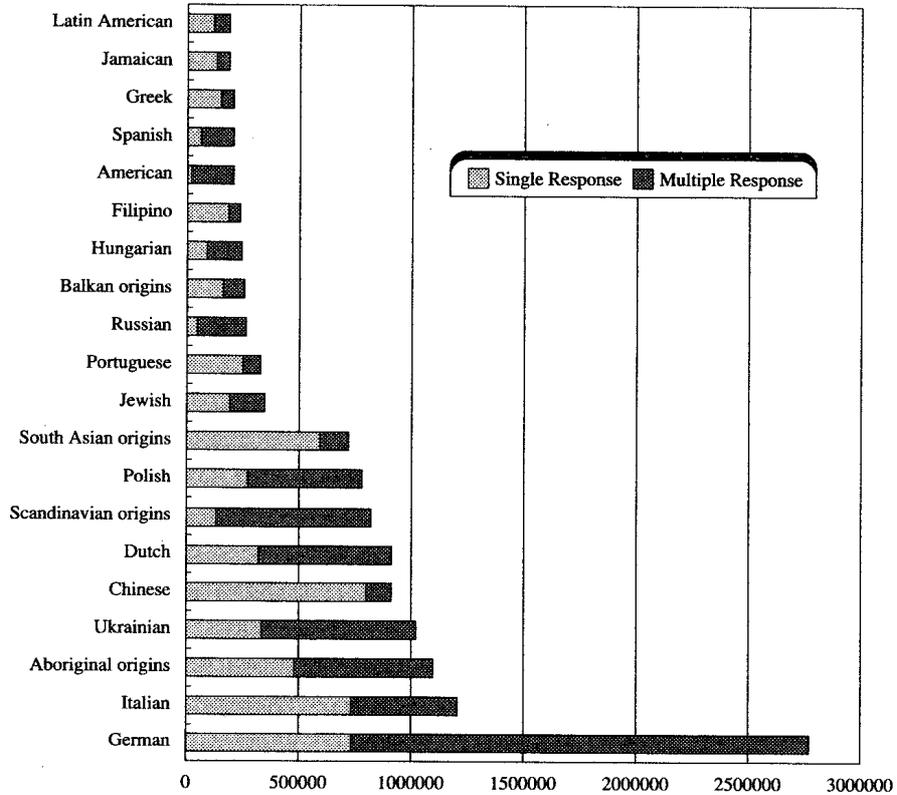
カナダ政府は、非ヨーロッパ系移民で、非白人のカナダ人を「ビジブル・マイノリティー」と分類している。1996年の国勢調査で、ビジブル・マイノリティーは全人口の11.2%、320万人を占めた。彼らは1986年に6.3%、1991年には9.1%、250万人だった。地域別の分布状況では、ビジブル・マイノリティーの半数以上にあたる170万人がオンタリオ州に住んでいる。ブリティッシュ・コロンビア州では60万人超だが、5人に1人がビジブル・マイノリティーとなっている。(図3)

1996年の国勢調査では、ビジブル・マイノリティーの出身国・地域はインドシナ地域、西、南アジア、中東、アフリカ、ラテンアメリカまで、計69カ国・地域に及んでいる。(図4, 4A 4B, 5) その中で最も人口が多いのは中国、南アジア地域、黒人、アラブ・西アジアと順になっている。(図6)



Source 1996 Census of Canada

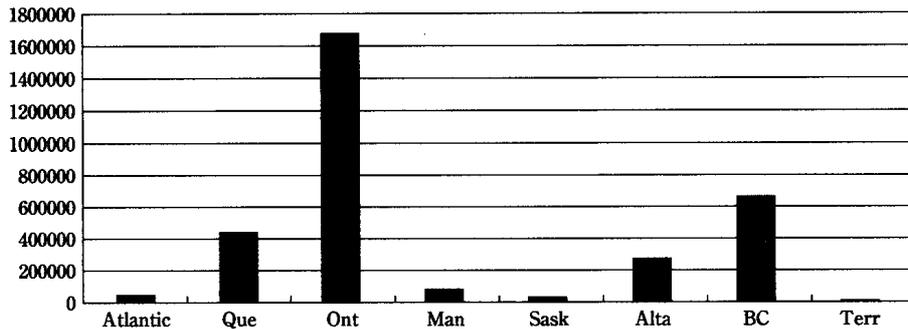
Ethnic Origin, Canada, 1996 (図1)



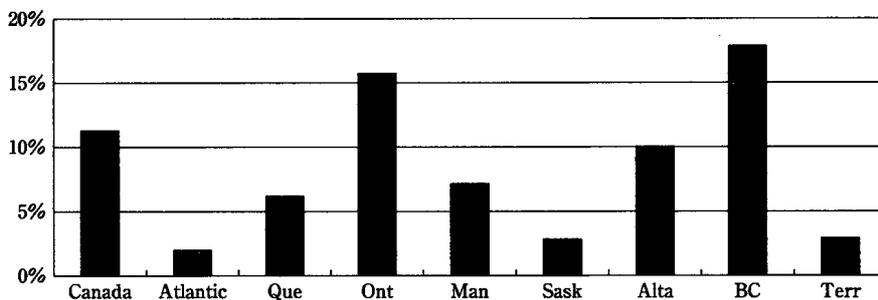
Source 1996 Census of Canada

Most Frequently Reported Ethnic Origins other than British, French or Canadian, Canada, 1996 (図2)

カナダ多文化主義の発展と今後の課題 (宝利)

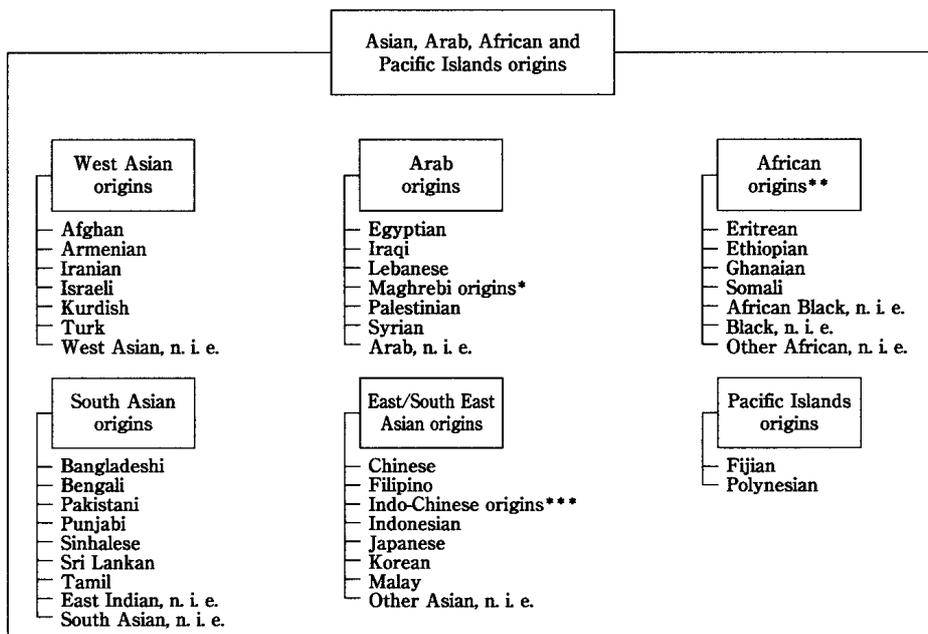


Distribution of Visible Minority Population, Regions, 1996

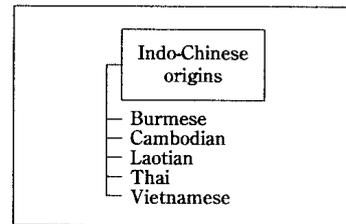
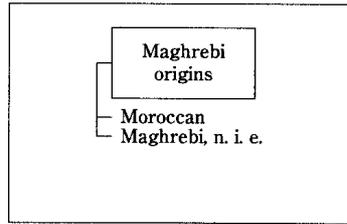


Source 1996 Census of Canada

Visible Minority Population as a % of Regional Population, Canada and Regions, 1996 (図 3)



Asian, Arab, African and Pacific Islands Origins (図 4)



n. i. e. = not included elsewhere

* For more detail, see Figure 4A.

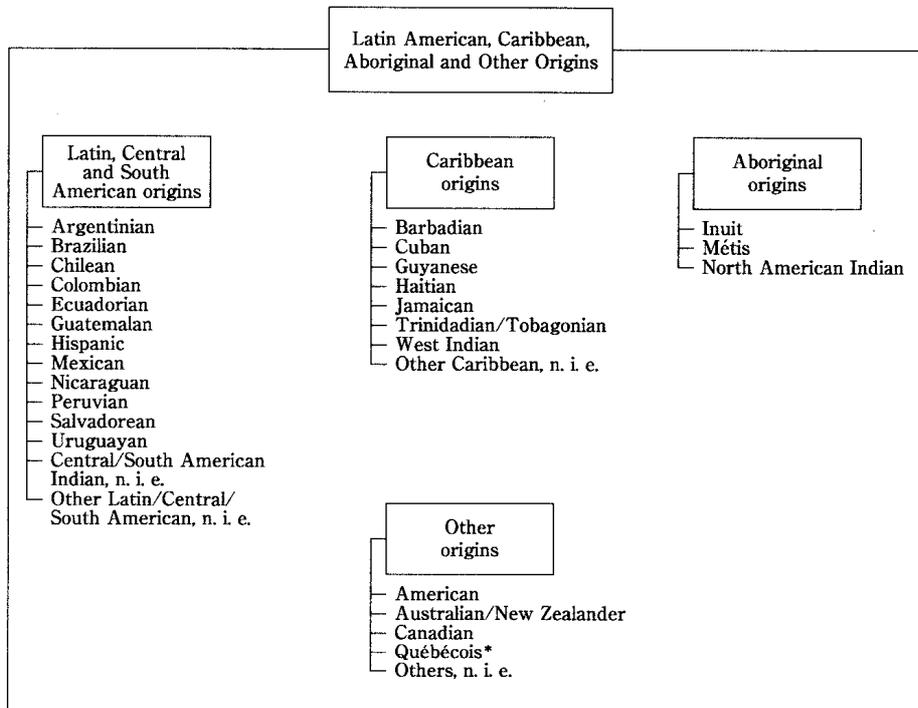
** Prior to 1996, Black, Ghanaian and African Black, n. i. e. were included in the Black origins ethnic category. In 1996, these origins were included in the African origins ethnic category.

*** For more detail, see Figure 4B.

Statistics Canada-Cat. No. 92-351-XPE
1996 Census Dictionary

Maghrebi Origins (図 4 A)

Indo-Chinese Origins (図 4 B)

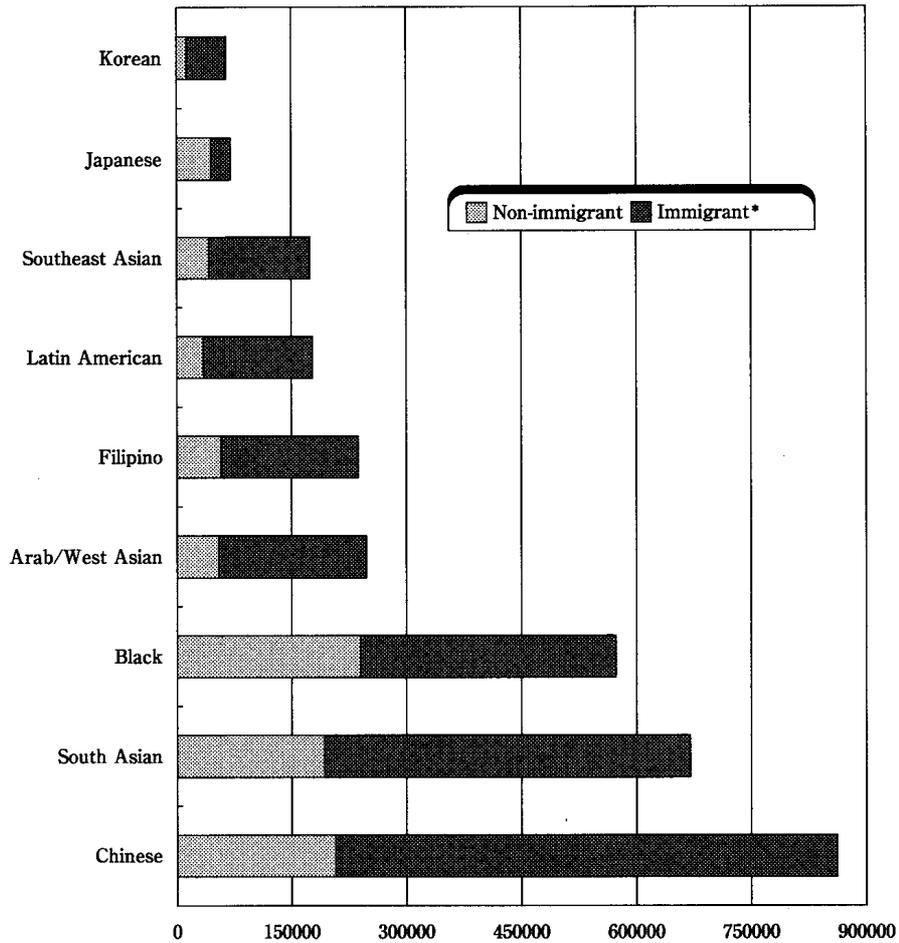


n. i. e. = not included elsewhere

* Prior to 1996, Québécois was included in the French origins ethnic category.

Statistics Canada-Cat. No. 92-351-XPE
1996 Census Dictionary

Latin American, Caribbean, Aboriginal and Other Origins (図 5)



*Immigrant population includes non-permanent residents

Source 1996 Census of Canada

Visible Minority Groups, Canada, 1996 (図 6)

図 4, 4A 4B, 5 で見るとおり, カナダのエスニック集団の出身国・地域はほぼ全世界に及んでいる。1996 年にカナダへやってきた移民の 70% が非ヨーロッパ系の移民だった。アジア, 中東, アフリカ, ラテンアメリカなどからの有色移民である。1960 年以前の移民の 92% がヨーロッパ系だったことから見ると, エスニック集団の構成が様変わりしたといえる。

そして, 全カナダ人の 17.4% が外国生まれの移民で, 約 500 万人に達する。そのうちの 53% がヨーロッパ以外で生まれている。外国生まれのカナダ在住者の 90% がカナダの 15 大都市に住んでいるという。(註30)

カナダ社会はそれぞれのエスニック集団の多様性を認める多文化社会で, アメリカの「坩堝 (るつぼ) 社会」(現在は「サラダ・ギール社会」と

いわれている)よりオープンで、寛大、公正な社会とされている。だが、カナダ国内のエスニック集団の構成が変化するにつれ、人種的に次第に階層化されつつあるのが現実ではないだろうか。そこでは、より優位で上位の集団と下位の集団との間に、差別や偏見、不平等の意識が生まれる可能性が強まっている。

カナダの非白人問題や人種問題を研究しているサブハス・ラムチャラン氏は、人種関係を理解するにはエスニック集団の間の権力と地位の不平等を追求する必要があると主張する。ラムチャラン氏は「社会、経済システムの枠内で、一部の集団は他の集団より、高い地位と政治的、経済的権力にアクセスする機会が少ない」と言明し、一部のエスニック集団、特にビジブル・マイノリティーに対する差別があることを示唆している。^(註31)

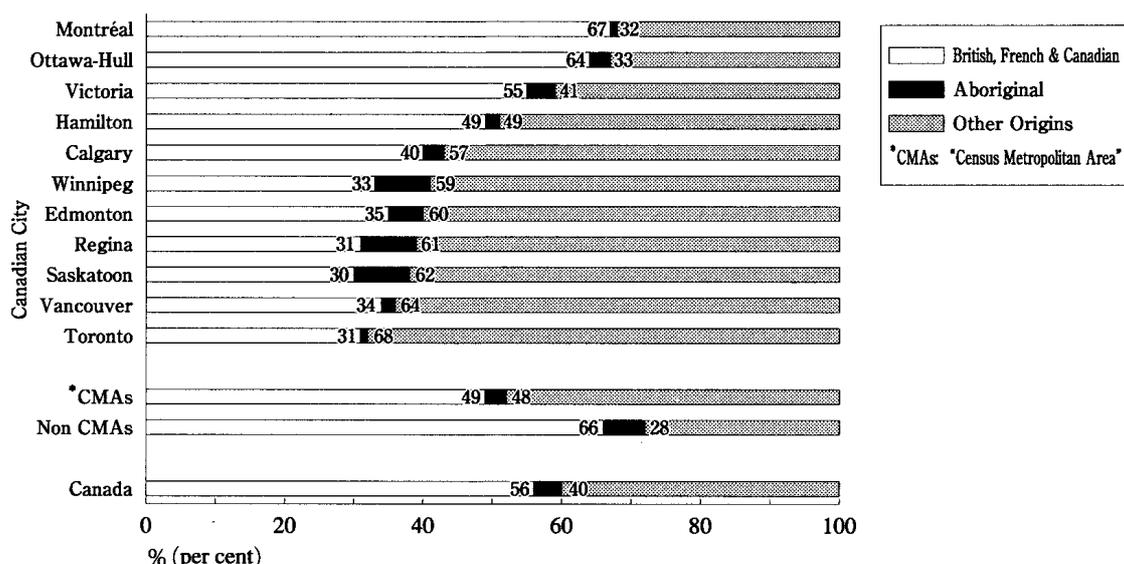
6. 多文化主義と人種差別問題

カナダには毎年約20万人の移民が世界各地からやって来る。カナダ統計局によると、全移民の84%、そしてビジブル・マイノリティーの94%が大都市に住んでいる。大都市の中でも、トロント市(総人口389万人、そのうちビジブル・マイノリティー130万人)、バンクーバー市(同313万人、うち57万人)モントリオール市(同160万人、うち40万人)の三大都市がビジブル・マイノリティーを最も多く抱えている。^(註32)

カナダへの移民の流入は、21世紀に入ってより早いペースで続くものと見られる。ビジブル・マイノリティーは西暦2016年までに2倍になると予想されている。また、2006年までにラテンアメリカ、インドシナ、カリブ海、フィリピン、中国系の人口が倍以上になると予測されている。^(註33)

1996年の国勢調査では、カナダの大都市圏では、全人口の48%がエスニック集団で占められた。カナダの大都市はますます「エスノ・シティー」になりつつある。(カナダ全人口に占めるエスニック集団の割合は40%である)(図7)

カナダ最大の都市で、カナダで最多の移民を受け入れているトロント市



Ethnic Origins, Canada, 1996: Selected Census Metropolitan Areas (図7)

の現状を検証する。トロント市には、毎年約7万人の移民がやって来る。(1997年現在) 図7で見るとおり、トロント市の人口の68%が英仏系カナダ人と「カナダ人」(ほとんどが英仏系住民だが、自らカナダ人と称することを選んだ人々)、それに先住民以外の出身で、そのほとんどが非ヨーロッパ系の有色移民と見られている。つまりトロント市では、カナダ「建国の二民族」である英仏系カナダ人の比率は31%にまで減少した。その他の主要都市での英仏系カナダ人の比率はサスカトゥーン(サスカチュワン州)30%、レジャイナ(同)31%、ウイニペグ(マニトバ州)33%、バンクーバー(ブリティッシュ・コロンビア州)34%、エドモントン(アルバータ州)35%と、いずれも30%台に減少している。

カナダ主要都市の英仏系カナダ人以外のエスニック集団別の人口は図8に示されているが、トロント市では、169ヶ国の出身者が100以上の言語を話すという。そのうち42%の移民は、到着時に英語もフランス語も話せないという。そして、トロント市民の5人に1人は1981年以降にやって来た移民で、10人に1人は1991年以降にやって来た移民だという。(注34)

トロント市では、移民の急増で、市民の間の人種的、文化的、宗教的な違いが急速に広がり、市当局の行政サービスを公平かつ平等に受けられないという問題が浮上している。一部のエスニック集団、特にビジブル・マ

Top 8 Most Reported Ethnic Origins (Single and Multiple) Other than British, French or Canadian CMAs, 1996 (図8)

Size Rank	1	2	3	4	5	6	7	8
Toronto <i>Number</i>	Italian 414,310	South Asian 359,475	Chinese 359,450	Caribbean 243,850	German 224,525	Portuguese 161,685	Polish 161,000	Jewish 156,300
Montréal <i>Number</i>	Italian 220,935	Caribbean 100,915	Arab 96,240	Jewish 89,905	Haitian 71,055	German 60,765	Greek 54,505	Chinese 51,135
Vancouver <i>Number</i>	Chinese 288,800	German 186,945	South Asian 125,350	Scandinavian 98,265	Ukrainian 73,335	Dutch 65,665	Italian 64,280	Polish 50,035
Saskatoon <i>Number</i>	German 64,775	Ukrainian 34,385	Scandinavian 21,455	Aboriginal 18,160	Polish 12,850	N. A. Indian 12,860	Norwegian 13,450	Hungarian 4,250
Regina <i>Number</i>	German 60,845	Ukrainian 23,055	Scandinavian 16,740	Aboriginal 14,570	Polish 10,810	N. A. Indian 10,540	Norwegian 9,090	Hungarian 6,935
Edmonton <i>Number</i>	German 156,175	Ukrainian 118,175	Scandinavian 58,820	Polish 51,710	East Asian 45,975	Aboriginal 44,130	Chinese 42,195	Dutch 39,815
Calgary <i>Number</i>	German 138,440	Scandinavian 60,230	East Asian 54,770	Ukrainian 52,130	Chinese 48,930	Dutch 36,695	Polish 33,755	South Asian 27,475
Halifax <i>Number</i>	German 38,350	Dutch 14,400	Aboriginal 7,800	African-Black 6,155	Arab 5,355	Italian 4,625	Scandinavian 4,430	Lebanese 3,735
Winnipeg <i>Number</i>	German 110,375	Ukrainian 104,015	Polish 53,960	Aboriginal 52,525	Scandinavian 38,615	S. E. Asian 30,805	N. A. Indian 28,420	Metis 26,285

イノリティーの集団が雇用、教育、住宅、所得などの面で、不公正、不平等な扱いを受けているという不満が強い。

例えば、教育分野で「9年以下の教育しか受けていない」エスニック集団の成人は①ポルトガル系 54.5%②イタリア系 40%③ギリシャ系 40% — などとなっている。(トロント市の成人の平均比率は 15.5%)

また、大学卒業者の比率は、24歳以上の成人でポルトガル系はわずか2%、続いてジャマイカ、先住民、マルタ、ガイアナ、トリニダードトバゴ、ギリシャ、イタリア、アフリカ系が6-7%、フィリピン、韓国、ユダヤ、エジプト系が25%以上となっている。(トロント市の大卒者平均比率は 15.3%)^(注35)

トロント市の平均失業率は9.6%だが、非ヨーロッパ系のエスニック集団の失業率は非常に高い。1991年国勢調査では、アフリカ系 25.8%、メキシコ系 24.7%、タミール系 23.9%、イラン系 23.1%、アラブ・西アジア系 22.4%、ベトナム系 20.6%、スリランカ系 20.5%、先住民 19.7%となっている。^(注36)

教育と雇用の関係は非常に深い。教育レベルが低いと、賃金も低くなり、失業率は高くなる。非ヨーロッパ系で、非白人のエスニック集団の収入は極端に低く、失業率は非常に高い。そして失業が長引けば、さらに貧しくなる。

トロント市は、エスニック集団の文化の多様性を認め、寛容と公平の原則を重視している。市のモットーは「多様性 — それが我が力」で、異なるエスニック集団が増えることを誇りにしてきた。しかし、非ヨーロッパ系・非白人市民に対する教育、雇用などの政策は不十分で、現実に存在する人種的不平等、不公正、差別の排除により積極的に取り組む必要がある。

1996年国勢調査によると、肌の色の白いヨーロッパ系カナダ人より、肌の色の黒いアジア、アフリカ系カナダ人の方が「貧困ライン」以下の人が多いという。カナダ政府は非公式に「貧困ライン」を設定している。1家族の収入のうち56.2%が食料、衣料、住宅費に当てられている場合を貧困ライン以下としている。アフリカ出身の家族の50%以上がこの貧困ライン

以下で生活している。特にガーナ系の家族の87%、エチオピア系の70%、ソマリア系の63%が貧困ライン以下で生活している。これに対しイギリス系の家族では、わずか11%が貧困ライン以下だという。^(註37)

トロント市に住む貧困ライン以下の市民は、古くて薄汚れたアパートにしか入居できない。民間のアパートやマンションの経営者は家賃を値上げすることで、貧しい非白人の市民を排除するという。「もし、あなたが貧しくて、英語を上手に話せないで、発音にもなまりがある場合、貸主は自分の賃借リストからあなたの名前を外す」という。^(註38)

「カナダ貧困調査年鑑」を発行しているカナダ社会開発評議会によると、非公式貧困ライン以下の家族では、両親が20代の場合が多く、過去18年間で大きく変化したという。25歳から34歳の両親をもつ貧困ライン以下の家庭は、1981年には12%だったが、1997年には19%に増えた。25歳以下の両親をもつ貧困ライン以下の家庭は、1981年には21.7%だったが、1997年には46.1%へと急増した。^(註39) 調査は、エスニック集団別の貧困家庭には触れていないが、こうした貧困ライン以下の家庭のほとんどがビジブル・マイノリティーとみられる。

貧困問題はビジブル・マイノリティーだけでなく、先住民にも重くのしかかっている。2000年夏にジュネーブで開かれた先住民に関する国連作業グループ年次会議で、カナダ・ジェームズ湾に住む北米インディアンの1部族、クリー族の指導者はカナダ・インディアンの地位はいぜん低く、死亡率、失業率、結核罹患率、幼児死亡率などが他のカナダ人に比べて異常に高いと訴えた。^(註40)

カナダ・インディアン問題担当省の報告によると、インディアン保留地での1人あたりの所得は1万2918ドル(全カナダ平均2万6254ドル)、保留地での先住民の失業率は28.7%(同10.0%)、保留地での結核発病率35.8%(同6.5%)、幼児死亡率は1000人あたり11(同6.1)、などとなっている。^(註41)

カナダ連邦政府と各州政府は、多文化主義法に基づき、エスニック集団のための施策を強化しているが、大都市圏や先住民保留地ではいぜん多く

の問題を抱えている。政府は当初、多文化主義政策として各エスニック集団の固有の文化、宗教、言語などへの支援を重視していたが、ビジブル・マイノリティーの急増で、教育、雇用などの社会的な問題に取り組まざるを得なくなっている。

カナダは、1970年にあらゆる形態の人種差別を排除する国際規約に調印、1972年にカナダ人権法を制定、1976年には市民的・政治的権利に関する国際規約に批准した。カナダはこうした国際規約に批准し、国内法を制定することで、ビジブル・マイノリティーの人権擁護や人種差別反対のキャンペーンを強化するようになった。1991年にカナダに来た移民の25%がトロント市に定住したが、1999年には42%へと急増した。カナダ全体を見ても、2001年にはビジブル・マイノリティーが過半数を超えると予想されている。

7. 二言語主義の行方

前述したように、1960年代初めに連邦下院に設置された「二言語・二文化調査委員会」は、英仏系以外のエスニック集団が「二言語・二文化主義」に反発、行き詰まってしまった。しかし、カナダは歴史的に見ても、実質的には英語系とフランス系の二言語・二文化主義の国だった。1969年の公用語法によって、英語とフランス語が連邦政府、連邦議会、裁判所、その他の連邦機関で対等の地位を与えられた。政府は公務員に二言語教育を課し、フランス系カナダ人を積極的に上級公務員に登用した。英語州でも、連邦政府からの補助金でフランス語教育を強化した。

だが、英語とフランス語の二言語と英仏二文化を優遇することに、英仏系以外のエスニック集団は強く反発した。その結果、1971年のトルドー首相による「多文化主義」宣言となった。ケベック州政府はフランス語とフランス文化の優位性を譲らず、連邦政府の主張する多文化主義に反対した。連邦政府はミーチ・レイク憲法改正案で、ケベック州を「独特の社会」と認めることによって、フランス系のケベック州と他の英語州との妥協を図

る意向を示したが、結果的に一部英語州の反発を招いて憲法改正案は挫折してしまっただ。

ケベック州では、1970年代からフランス語のみを公用語に制定し、フランス語保護委員会を設立し、徹底したフランス語保護に乗り出した。ケベック州では条例で「商店の看板や道路の標識はフランス語で書き、その文字は英語より二倍大きくしなければならない」とされている。ケベック州内に住む少数派の英語系カナダ人はあまりにフランス語に固執する州政府のやり方に批判的だった。

カナダは、英語とフランス語に対等の地位を与えている「バイリンガル(二言語を自由に話せる人)の国」だが、カナダ市民すべてがバイリンガルになることをめざしているのではない。公用語法に基づく「制度的なバイリンガリズム」政策を取っている。^(註42)一般市民はバイリンガルになることを強制されないが、政治指導者あるいは連邦政府幹部、企業経営者には、バイリンガルであることが必須の条件だ。

カナダの英語人口は約2092万人で全人口の73.4%、フランス語人口は689万人で全人口の24.6%を占めるといわれている。(1996年国勢調査)連邦政府はバイリンガル人口を増やすため、30年前から毎年夏に大学生を対象にした英語、フランス語研修を全国の大学で実施している。

これはSLBP(夏季語学研修奨学プログラム、フランス語ではPBEL)と呼ばれる制度で、夏休み期間の5週間、奨学金を得て、英語系カナダ人学生はフランス語を、フランス系カナダ人学生は英語を学ぶ。英語系カナダ人学生は10州と3準州にある18大学でフランス語を学び、フランス系カナダ人学生は全国の25大学で英語を学ぶ。

2000年夏、北海学園大学人文学部英米文化学科の2-4年生18人がカナダ・オンタリオ州セント・キャサリンズ市にあるブロック大学で集中的な英語研修を受けた。これはケベック州から来たフランス系学生のためのSLBPに参加したもので、SLBPにはフランス系カナダ人学生が104人参加していた。他に本学学生を含め日本人41人、メキシコ人36人、ベネズエラ人、中国人、韓国人各2-3人が参加し、国際色豊かな夏季英語研修

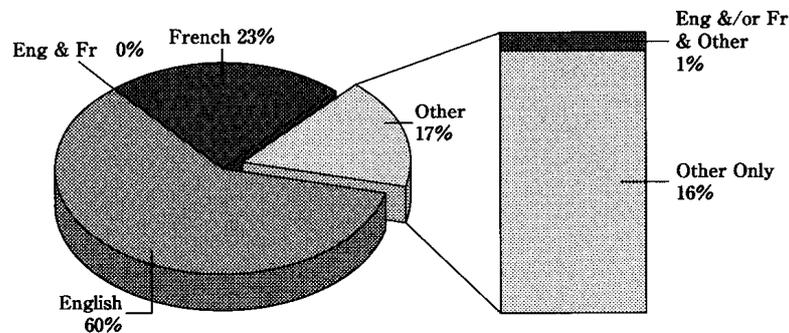
となった。

ブロック大学は1981年からSLBPに参加し、フランス系カナダ人学生を受け入れている。担当者の一人は、ケベック州のフランス系カナダ人学生の間でも「英語は重要なビジネス語」という意識が高まり、英語の研修に積極的に取り組んでいると話す。ケベック州のフランス系学生だけでなく、SLBPに参加したメキシコ人教員や南米出身の学生たちも、自国での英語教育の普及のためだけでなく、超大国の隣国である米国でのビジネス・チャンスをつかむためにも、英語能力の向上は絶対必要だとみている。

ブロック大学の夏季語学研修に参加していたフランス系カナダ人学生の一人は卒業後、米国でビジネスをしたいと言っていた。また、ポップ歌手になりたいというフランス系カナダ人の女子学生は、英語の歌の方がフランス語の歌よりヒットすると思うと話し、将来、米国のテレビなどで英語の歌を歌いたいから夏季研修に参加したと言っていた。

カナダは、米国の大衆文化の浸透を阻止しようとしているが、北米自由貿易協定 (NAFTA) の成立後、メキシコと同様、米国との経済的結びつきをより深めている。そこでは、英語によるコミュニケーションが欠かせない。また、世界的に英語によるインターネットの普及は目覚ましい。カナダの二言語主義にとって、大きな脅威といえる。

カナダでは多文化主義政策の強化にともない、必然的に言語の多様性がもたらされた。1996年の国勢調査によると、英語を母語とするカナダ人は

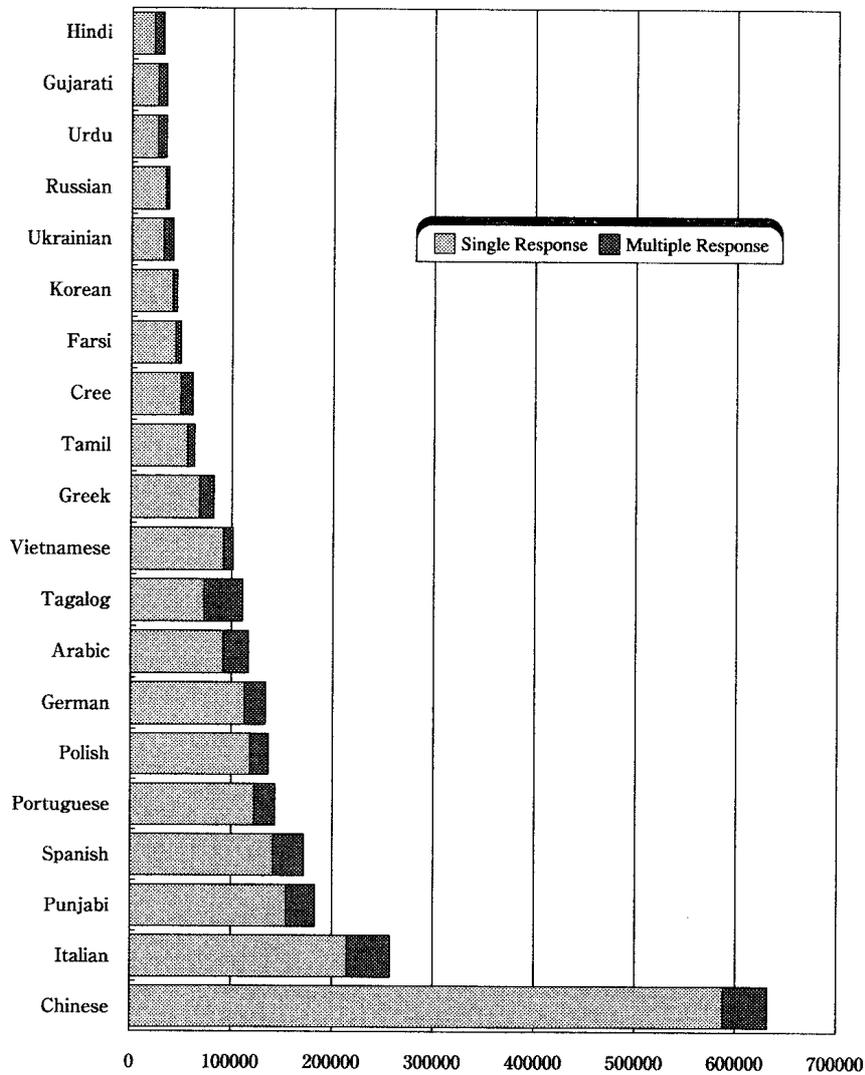


Source 1996 Census of Canada

Mother Tongue, Canada, 1996 (図9)

全人口の60%，フランス語は23%，その他17%となっている。(図9) 英語，フランス語以外の非公用語で，カナダ人の10人に1人は家庭で非公用語を使っている。家庭で使われる非公用語のうち最も多いのは中国語で，次いでイタリア語，パンジャブ語，スペイン語，ポルトガル語，ポーランド語の順になっている。(図10)

特に，カナダの主要都市では，エスノ文化の多様性が際立っており，それにともなって非公用語を話すエスニック集団の比率も高くなっている。トロント，モントリオール，バンクーバーの三大都市で，非公用語のうち



Source 1996 Census of Canada

Most Frequently Reported Home Languages other than English or French, Canada, 1996 (図10)

家庭で使われている母語を比較すると、トロントとバンクーバーでは中国語が最も多く、トロントとモントリオールではイタリア語が多い。(図 11) 英語、フランス語以外の、多くの非公用語が都市を中心に各エスニック集団の家庭で使われていることは、カナダが現実的に多言語社会となっていることを示している。

カナダ連邦議会は 1991 年 1 月、カナダ遺産言語研究所法を採択し、エドモントンに遺産言語研究所が設立された。同研究所は、遺産言語の習得、維持、使用を促進し、エスニック集団の言語教育のため、教師の派遣やカリキュラムの内容を検討し、全国的な基準を策定するための機関である。

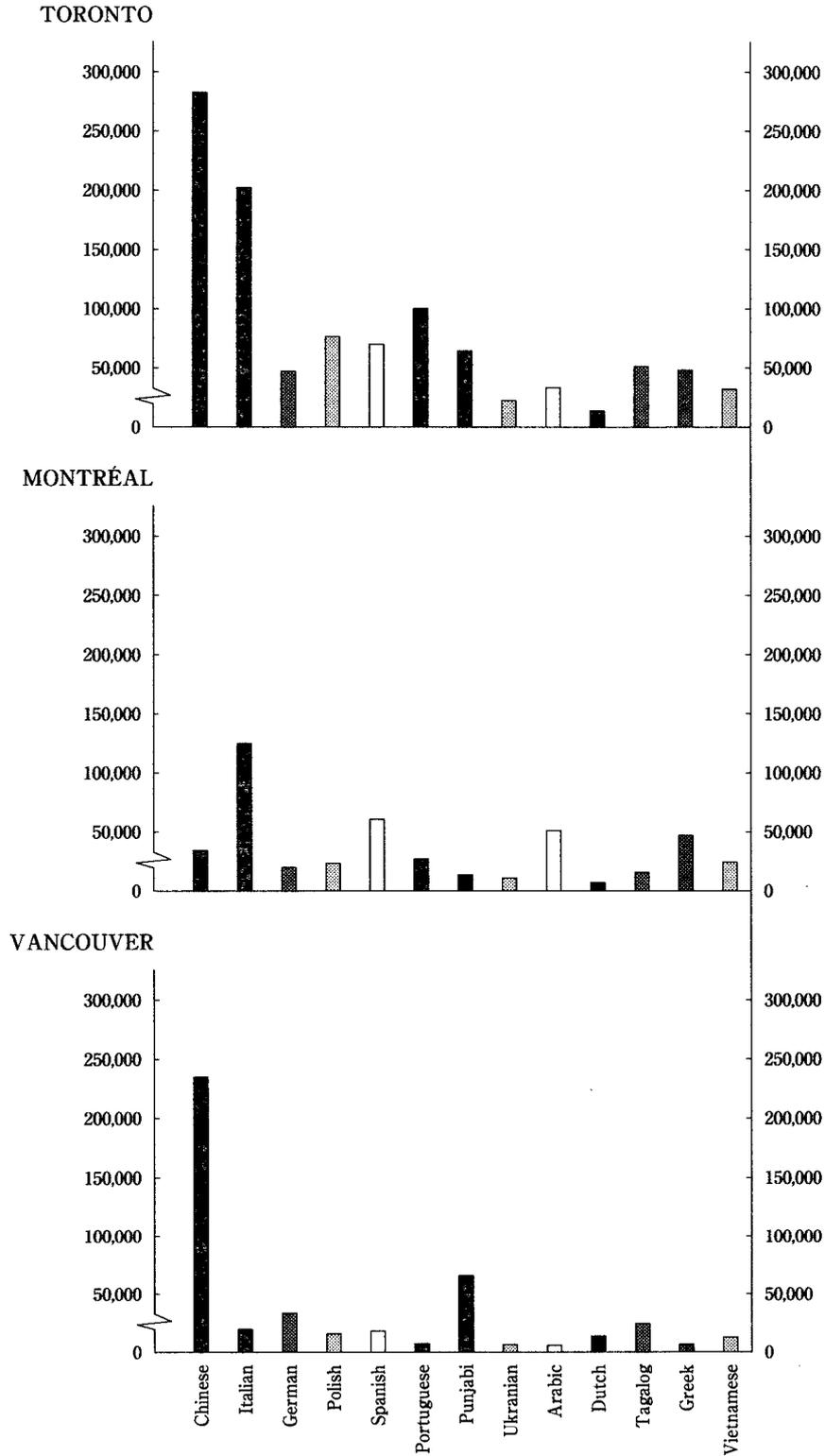
遺産言語とは、公用語の英語とフランス語、それに先住民の言語を除いたすべての言語を指す。カナダでは、遺産言語は、エスニック語(民族語)、マイノリティー語(少数派言語)、先祖の言語、非公用語などと呼ばれてきた。1974 年以来、英語、フランス語以外の非公用語を遺産言語と呼ぶようになった。二言語・多文化主義の枠内で、遺産言語後教育が進められた。

教育は州政府の管轄下にあるため、連邦政府が直接支援することはできない。オンタリオ州の遺産言語プログラムによると、州内の各学区は、特定の遺産言語を学ぶことに関心のある生徒が 25 人いれば、正規の授業時間以外の時間で行うことができるという。同プログラムでは 60 以上の言語を 12 万人以上の生徒が学んでいると言う。^(註43)

遺産言語教育の推進と、英語、フランス語を公用語とする二言語主義は矛盾する。言語と文化は切り離せない密接な関係にある。多文化主義を押し進めれば、当然多言語主義を認めざるをえない。カナダは、増大するエスニック集団と遺産言語の多様性と国家の統一をどのように維持するか、を改めて問われている。

8. 外交に寄与する多文化主義

カナダ国民は一般的に、多文化主義を支持している。だが、多くの国民は、政策としての多文化主義を理解しても、自由で民主的、そして公正で



Single Reporting Source: Statistics Canada
1996, Census, Nation tables

Selected Non-official Languages Spoken, 1996:
Toronto, Montréal and Vancouver (図 11)

平等な多文化社会をどのように達成するのか、という問いかけに的確に答えられないでいる。

カナダの多文化主義は、従来からカナダ社会に存在する文化の多様性を尊重しながら、国家の統一を図ることをめざしている。多文化主義は、各エスニック集団のフォークソングやダンス、フェスティバル、アートなどを示すことで、互いに人種、宗教、文化の多様性を理解するため、公的機関が包括的な政策を策定し、奨励し、支援することである。これらのイベントは今も継続されているが、非ヨーロッパ系・非白人のエスニック集団が急増するにつれ、多文化主義政策に人種差別主義を排除する重要性が強調されはじめた。文化の問題と人種の問題とは切り離せないことがより明確になってきているからだ。

多文化主義の関心の中心は、ヨーロッパ系移民の「ホワイト・エスニック」からアジア系を中心とした移民の「ビジブル・マイノリティー」へ、「文化の多様性」あるいは「文化の差異」から「人種の差異」へと移行しつつある。^(註44)

多文化主義の見直しである。カナダ連邦政府は1972年多文化省を新設し、多文化主義担当相を任命した。1991年には多文化主義・市民権省に改称され、さらに1993年に多文化主義政策は遺産省へ、市民権政策は新設の市民権・移民省へと移管された。政府機関の改組、政策の見直しは、多文化主義の中心が変化していることと無関係ではない。

カナダはもともと建国の理念があいまいで、分権的地域主義の強い国家といえる。カナダはケベック州の分離・独立運動に直面し、国家の統一、あるいは国家の枠組みを維持する必要があった。カナダの多文化主義は国家の分裂を回避するため、新たな国家戦略として提起されたといえる。戦略としての多文化主義は、状況に応じて変化する。連邦政府は非ヨーロッパ系移民の増大で、多文化主義政策の中心を「文化の多様性」から「人種の多様性」にシフトした。そこでは、一部エスニック集団の経済的格差の是正が急務となっている。

カナダ遺産省は1997年、新たな多文化主義計画のガイドラインを発表し

た。^(註45) ここでは、多文化主義政策の目標を実現するためのイニシアチブが提起されている。そのうちの1つに「エスニック、人種、宗教、文化的な紛争、憎悪に起因する行為に対応するイニシアチブ」が掲げられた。

2000年8月、オタワの遺産省で会った多文化主義戦略政策・調査担当のベテラン・スタッフは、人種差別反対の政策、運動を強化し、特に青年層の意識を高める努力を続けていると話していた。カナダでもユダヤ人やゲイ、レスビアン、ビジブル・マイノリティーに対する差別は存在するという。「ヘイト・クライム（憎悪による犯罪）」も増える傾向にある。

だが、こうした差別、偏見の動きが増大したのは、非ヨーロッパ系のビジブル・マイノリティーの移民が急増したため、だけとは言い切れない。人種的な差別、偏見は世界の多民族、多言語、多文化の国家が抱えている共通の問題だ。

また、カナダの二言語・多文化主義そのものが矛盾していると指摘する意見もある。家庭で非公用語を話すエスニック集団が増えている中で、カナダは今後も二言語主義を維持するのか。実質的には英語優位の多言語社会となっているが、ケベック問題とも絡んで、言語問題の行方はいぜん不透明になっている。

カナダでは、ビジブル・マイノリティーが全人口の半数を超えるのは時間の問題となっている。多文化主義がカナダの新たなアイデンティティーとして定着しつつある。だが、アジア系カナダ人が急増する中で、二言語主義が現在の形で存続するか、どうか。1997年7月に香港が中国に返還された前後に、多くの香港系移民がカナダへやって来た。いまやバンクーバーでは、香港系を含めた中国系カナダ人の80%が中華街などの中国人コミュニティで活動し、85%が中国系商店で買い物をし、85%が中国語の新聞を購読しているという。(カナダ遺産省当局者) ビジブル・マイノリティーの増大と共に、カナダ社会が英語優位の多言語社会に変質しないとも限らない。

カナダは高度に分権化された連邦国家であり、多様なエスニック集団が集まる移民国家である。それだけに、移民の集中するトロント、バンクー

バー、モントリオールの三大都市で、多文化主義の具体的な政策が試されることになる。そこでは、連邦政府だけでなく、州政府、地方自治体が協力、協調して積極的に多文化主義を推進する必要がある。

カナダは多文化主義政策によって、エスニック集団の平等を実現し、エスニック集団の差異を認識し、文化、人種の多様性を実現する努力を続けている。こうしたカナダの取り組みは、国際的にも関心が高い。カナダは国際社会でも文化の多様性を強調し、カナダ外交のイメージを高めている。カナダはいま、多文化主義による国際的なネットワーク作りに乗り出している。カナダ政府は今後、各国と協力して、多文化主義についてより幅広い概念を生み出し、多民族、多言語、多文化の国々とより積極的な関係を構築するという。

カナダ外交は長い間、南の隣国で、超大国の米国に依存してきたといわれている。だが、カナダは国連の平和維持活動（PKO）や対人地雷全面禁止条約の調印などでイニシアチブを発揮し、国際社会で高く評価されている。カナダが外交政策の決定過程で、国内の各エスニック集団や非政府組織（NGO）の意見を吸いあげていることも、カナダ外交にプラスとなっている。アジア、アフリカなどの紛争地域では、しばしば反米運動が強まることがあるが、PKO や人道支援活動で実績をもつカナダへの信頼は大きい。

カナダが多文化主義政策を推進し、世界各地のビジブル・マイノリティーを受け入れることによって、他国の事情をより深く理解し、外交の幅をより広げているとみることができる。カナダの多文化主義はカナダ外交に寄与している。

9. おわりに — 日本に必要な共生への取り組み —

20世紀は人種的にも、民族的にも、宗教的にも、文化的にも、寛容さを失った最悪の世紀だったといわれる。カナダはその不寛容の20世紀に「多様性は力である」「多文化主義は最も価値ある資源である。」（ヘディ・フラ

イ多文化担当相)として、新たな可能性に挑戦してきた。

そして、21世紀は人、モノ、カネ、情報が国境を超えて移動するグローバル化がより一段と進む時代となるだろう。大量の国際的な移民の移動も、グローバル化し、それが加速し、多様化するだろう。こうした国際移民の時代に、カナダの多文化主義モデルは「移民によってもたらされた文化的多様性と社会変化を受け入れていることである。移民によって生み出される多様性は、支配的な文化にとって脅威ではなく、文化を豊かにするものとみなされている」^(註46)

日本にとって、大量の国際的な人の移動が無縁なこととは思えない。冷戦後の世界では、豊かな生活や高い賃金を求めて、貧しい開発途上国の人々が先進国に大量に流れ込んでいるからだ。アジア地域の途上国の人々が高賃金の日本で働こうと考えてもふしぎなことではない。日本では1980年代後半にバブル経済の影響で、外国人労働者が流入し、外国人問題が議論されるようになった。

しかし、日本は原則として、外国人労働者を受け入れない立場を取っている。例外として、特殊な技能を持つ外国人に限って受け入れを認めている。バブル経済の崩壊後、3K(きつい、きたない、危険)職場で肉体労働に従事していた外国人労働者への需要が減退し、現在では外国人問題への関心は少なくなっている。

日本の外国人登録者は1999年現在、約156万人で、そのうち永住外国人は約64万人となっている。そして永住外国人の85%が、戦前からの歴史的経緯をもつ在日韓国・朝鮮人である。永住外国人への地方選挙権付与法案についての国会審議が先送りされた。

外国人への地方参政権付与問題は欧州諸国でも意見が分かれている。国民国家としての歴史が長いフランスやドイツなどでは、外国人の帰化、国籍取得を優先し、外国人への地方参政権をほとんど認めていない。日本の状況は欧州諸国の状況とは異なる。外国人労働者の受け入れ、永住外国人への地方選挙権付与などについても、国民的合意が存在しない。

また、外国人不法残留者の増大、外国人による犯罪の増加などを懸念し、

外国人嫌いになる日本人も多い。不法残留者は1998年1月現在、全国に28万6000人で、その多くは不法就労者とみられている。また外国人による窃盗犯検挙件数は1992年の4277件から、1997年には19128件と、4.5倍に増加している。^(注47)

日本政府は出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（改正入管法）を2000年2月18日から施行したが、外国人労働者が合法的に日本で働くための幅広い環境整備を急ぐ必要がある。つまり国内の諸制度を改革するための一層の努力が必要だろう。

そのためにも、日本は、外国人問題について国家としての基本的な考え方を明確にし、国民的議論を活発化させ、合意を急ぐことだろう。そして国家の基本戦略に基づいて永住外国人、外国人労働者、移民、難民に関する法的措置を具体化することだろう。そこでは単に地方選挙への参政権だけではなく、定住外国人の人権、教育、医療、住宅問題などを、どのように考えるかが重要になる。つまり、日本人は外国人とどのように共生するのか、異なった文化をもつエスニック集団をどのように受け入れるのか、という難問に答えを見出す必要がある。つまり、異質なものを受け入れ、共生するための知恵が求められている。

超高齢化社会を迎えつつある日本では、21世紀末に人口が半減するといわれる。外国人問題、移民、難民問題は避けて通れない問題といえる。移民国家カナダと日本では国の成り立ち、歴史、国民性など多くの点で違いがある。だが、移民受け入れに積極的なカナダの実験は、日本が外国人問題、移民問題で国民的合意を得るうえでの手がかりを与えてくれるかもしれない。

カナダのクレティエン首相は、カナダがいかなる単一の文化にも支配されていないと言明し、カナダでは異なった国の人々、異なった文化、異なった宗教を信じる人々が平和的に共生し、共に繁栄していると誇示している。カナダの多文化主義が世界の多民族社会内部で起きている文化的差別や経済的格差、政治的権利の剥奪を解消するモデルとなりうるか、どうか注目したい。

(注)

1. The New York Times ON THE WEB, September 28, 2000
2. Multiculturalism and the Government of Canada: Minister of State: Multiculturalism, 1978. P.58
3. Official Language Act: 1969
4. エスニック集団。エスニック・マイノリティー（少数民族，民族集団）とも言う。多人種，多民族社会において政治，経済的に従属的地位を強いられ，かつ文化的に正当な評価を得ていない集団。（新社会学辞典）同一の人種，言語，宗教，歴史的体験などの文化的指標による集団的境界をもつ集団。確固とした分類は難しい。ネーション，ナショナルリティー，エスニシティーなどが「民族」と訳されることがあるが，エスニシティーは必ずしも国家形成を志向しない人々の帰属感を表している。本稿では，少数民族，少数派，民族集団という表現より，多民族社会内部の集団という意味から，エスニック集団を主に使用する。ただし，カナダ政府の人口統計資料などで，非ヨーロッパ系で非白人，アジア系などのエスニック集団を「ビジブル・マイノリティー」とする場合はそれに従う。
5. 「カナダのナショナリズム — 先住民・ケベックを中心に —」ラムゼイ・クック著・小浪充，矢頭典枝訳（三交社・1994）P.3-4
6. Canadian Multiculturalism: Parliamentary Research Branch, Prepared by Marc Leman: Political and Social Affairs Division, Revised 15 February 1999 P.4-6
7. 「多文化主義 — アメリカ・カナダ・オーストラリア・イギリスの場合 —」多文化社会研究会編訳（木鐸社・1997）6章「多様性から統一をつくり出すこと — カナダの政策としての多文化主義 —」オーギー・フレラス，ジーン・エリオット著・高村宏子訳
8. 「カナダのナショナリズム — 先住民・ケベックを中心に —」（前出）P.4
9. 「多文化主義・多言語主義の現在」— カナダ・オーストラリア・そして日本 — 西川長夫他編（人文書院・1997）I カナダ「多文化主義宣言への道 — 連邦結成後の移民政策を中心に —」木村和夫著 P.60
10. Report of Royal Commission on the Economic Union and Development Prospect for Canada
11. 「多文化主義 — アメリカ・カナダ・オーストラリア・イギリスの場合 —」（前出）P.166

12. a junior Minister of Multiculturalism
13. 「カナダの歴史 — 大英帝国の忠誠な長女 1713-1982」木村和男・フィリップ・バックナー・ノーマン・ヒルマー著 (刀水書房・1997) 第三部「コモンウェルスへの再編と共存」ノーマン・ヒルマー著 P.226-227
14. 1982 憲法とその後の憲法改正の経過については、以下の書籍が詳しい。
 - 「カナダの憲法と現代政治」国武輝久編 (同文館出版・1993)
 - 「カナダ政治入門 — カナダ政治理解への多角的アプローチ —」ジョン・レデコップ編・吉田健正, 武本徹訳 (御茶ノ水書房・1984)
 - 「カナダ現代政治」岩崎美紀子著 (東京大学出版会 1991)
 - 「連邦国家カナダの未来」奥田和彦著 (青山社 1997)
15. MULTICULTURAL CANADA, A Demographic Overview by Ravi Pendakur and Jenna Hennebry, Strategic Research and Business Planning Multiculturalism, Department of Canadian Heritage 1998. P.18
カナダの雇用均等法によると、ビジブル・マイノリティーは、肌の色が白くなく、人種的には非先住民、非白人と規定されている。一般的な定義では、ヨーロッパ以外の出身者で、アジア、ラテンアメリカなどの有色人を指す。1996 年国勢調査でビジブル・マイノリティーに関する質問があった。
16. Canadian Multiculturalism Act: R.S., 1985, c.24 (4th Supp.) [C-18.7] [1988, c.31, assented to 21st July, 1988]. (多文化主義法原文)
17. 多文化主義法の邦訳は、「史料が語るカナダ — 1535-1995 —」カナダ学会編 (有斐閣・1997) P.258-259, 「多文化主義・多言語主義の現在」(前出) P.284-294 に掲載されている。
「史料が語るカナダ」によると、多文化主義法第 3 条第 1 項 C は 「出自を問わずあらゆる個人や集団が、カナダ社会のすべての生活領域の持続的発展と形成に際し、完全かつ平等に参画しうるよう奨励し、彼らの参加を阻むいかなる障害をも取り除くよう尽力すること」となっている。
18. MULTICULTURALISM: Building the Canadian Mosaic, REPORT OF THE STANDING COMMITTEE ON MULTICULTURALISM, June 1987. P.13
19. Intergovernmental Affairs, Government of Canada, Privy Council Office, June 29, 2000
20. The New York Times ON THE WEB, January 10, 2001
21. The Daily Yomiuri, January 14, 2001
22. Canadian Multiculturalism: Revised 15 February 1999 (前出) P. 9

23. Ibid. P.13
24. <Selling Illusions — The Cult of Multiculturalism in Canada —>
Neil Bissoondath, Penguin Books, 1994
25. Ibid. P.143
26. <Nationalism Without Walls — The Unbearable Lightness of Being
Canadian —>
Richard Gwyn, Published by McClelland & Stewart, 1995. P.190
27. Ibid. P.187
28. メティスの存在は単なる民族的混血を超え、フランス系カナダ人对イギリス系カナダ人,あるいは先住民対非先住民といった文化的確執をも象徴する。また今日,メティスはフランス系との混血のみを指すわけではない。「白人とインディアンの混血で,インディアンの血が4分の1以下を下回らない者」(メティス改善法・1938年アルバータ州制定)
「世界民族事典」(弘文堂・平成12年7月) P.688
29. <Multiculturalism: Building The Canadian Mosaic> Report of The Standing Committee On Multiculturalism, The House of Commons, June 1987
30. <Diversity in Canada> Harold Troper, Published by Morton Weinfeld, 1999
31. <Canadian Diversity 2000 and Beyond> Canadian Education Press, 1995
<Anti Racism and Diversity> Subhas Ramcharan, P.235-249
32. Annual Report on the Operations of the Canadian Multiculturalism Act 1998-1999: Department of Canadian Heritage, February 2000 P.4
33. Ibid. P.5
34. <Currents Reading in Race Relations> Volume 9, Number 2, Equity In The New City of Toronto, Published by Urban Alliance on Race Relations, May 1998
35. Ibid.
36. Ibid.
37. The Globe and Mail, July 18, 2000
38. Ibid.
39. The Globe and Mail, July 19, 2000
40. The Globe and Mail, July 28, 2000
41. Ibid.

42. 新版世界各国史 23 「カナダ史」 木村和男編 (山川出版・1999) 第9章 21世紀へ向けて・吉田健正著 P.332
43. 「多文化主義——アメリカ・カナダ・オーストリア・イギリスの場合——」 (前出) 7章 「遺産言語の学習と教育」 ジム・カミンズ著・長谷川瑞穂, 森田彰訳 P.191
44. 「統合と分裂のヨーロッパ」 梶田孝道著 (岩波新書・1993) P.133-134
「国際社会学のパーспекティブ」 梶田孝道著 (東京大学出版会・1996) P.242-243
45. Multiculturalism — Respect, Equality, Diversity: Program Guidelines: Canadian Heritage, July 1998
46. 「国際移民の時代」 S. カースルズ, M. J. ミラー著・関根政美, 関根薫訳 (名古屋大学出版会・1996) P.29
47. 警視庁 「しのびよる国際犯罪組織」